

# 成年後見人（保佐人， 補助人）等選任の申立てについて

奈良家庭裁判所， 管内支部・出張所

## 1 はじめに

成年後見人等（保佐人， 補助人， 未成年後見人も含みます。）が亡くなられたか辞任許可の審判が確定し， 成年後見人等が不在になる場合には， 新たな成年後見人等を選任することになります。

## 2 申立てに当たって必要なもの

- 申立書
- 収入印紙800円（申立書に貼付）
- 郵便切手……奈良地方・家庭裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/nara/>）から「裁判手続を利用する方へ」>「手続案内」>郵便切手等一覧の「成年後見等事件」のとおりご用意下さい。
- 成年後見登記事項証明書（開始審判時から登記事項に変更がある場合）又は未成年者の戸籍事項証明書及び住民票写（選任時から変動がある場合）
- 成年後見人等が亡くなられた場合， その人が亡くなられたことが記載されている除籍謄本又は死亡診断書写し
- 成年後見人等候補者の戸籍附票又は住民票写（本籍の記載があるもの， 未成年後見の場合は戸籍事項証明書も必要になります）
- 後見人等候補者事情説明書
- 親族関係図
- 財産目録
- 収支一覧表
- 申立人の戸籍事項証明書
- 財産関係の資料（不動産登記事項証明書や預金通帳写し， 年金通知書など。詳細は開始申立てに必要な書類参照）

※ 事案の内容によっては， これ以外の書類の提出をお願いする場合があります。

以 上